

当座預金

2019年5月1日現在

1.商品名	・ 当座預金
2.販売対象	・ 法人、個人（ただし、開設には当金庫の審査があります）
3.期間	・ 期間の定めはありません
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います
6.利息	・ 無利息
7.税金	—
8.手数料	・ 手形用紙、小切手用紙の発行については、当金庫が定める手数料をいただきます
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	—
11.金利情報の入手方法	—
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部(9時～17時、電話：088-622-3263)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払いおよび配当金等の自動受取ができます ・ 預金保険制度の全額付保対象預金です